

令和 7 年度独立行政法人北方領土問題対策協会年度計画

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、中期計画に定めた業務の実施について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、令和 7 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

（1）国民世論の啓発

北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの中中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図る。特に、相対的に関心度の低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。

取組の前提として、PDCA サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要であり、内閣府が実施した調査結果等及び事業の有効性や費用対効果の検証結果を踏まえ、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を図る。

① 北方領土返還要求運動の推進

（ア）全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）や返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会及びその加盟団体等が開催する各種大会、街頭啓発、キャンペーン、パネル展等の北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置き、実施する。各種取組については、SNS で発信することなどにより全国各地の取組の見える化を図る。

（イ）県民大会（県民会議等が主催して返還の訴え、啓発等を目的に行う大会をいう。以下同じ。）等に、研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。

(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還要求運動の推進を図る。

(エ) 県民大会等各地の事業への参加者について、各主催者が若年層向けプログラムを取り入れる等といった若年層の参加割合増加のための施策を事業実施前に書面を通じて把握し、事業実施後の報告において結果を得る仕組みを段階的に実施する。

(オ) 県民大会等各地の事業への若年層の参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう、以下の会議を開催するなど、各県民会議等と連携し、若年層の参加拡大に向けた対策を講ずる。また、都道府県等における取組の推進については、これらの会議の活用などにより、取組事例の情報収集・地域間の取組の情報共有・連携を進める。

- 都道府県推進委員全国会議（４月予定）
- 都道府県民会議代表者全国会議（11月予定）
- 県民会議ブロック会議（各ブロックの開催県で実施）

(カ) 北方領土返還要求全国大会について、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。

(キ) 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。また、SNS等による情報発信の読者数は前年度比 8%増、反応数は前年度比増とするよう努める。

② 青少年や教育関係者に対する啓発

(ア) 返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決策等を考え、主体的に意見交換を行う事業も含め、以下の事業を実施し、事業参加者の事後活動を促進することにより成果の発信強化に努め、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。

- 北方少年少女交流事業（対象：北方領土元居住者の３世・４世／東京／７月予定）

- ・ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等の関係大臣に対し、早期解決の訴え
 - ・ 同世代の少年・少女との交流を通じた北方領土研修
 - 北方領土問題教育指導者現地研修会（対象：教育指導者／根室市／８月予定）
 - 北方領土ゼミナール（対象：大学生等／根室市／９月予定）
 - 北方領土問題に関するスピーチコンテスト（対象：中学生／２月予定）
- （イ）学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。
- （ウ）学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として全国に設置されている「北方領土問題教育者会議」について、北方領土に関する学習会、パネル展、作文コンクール等を始めとする各種事業に対して適切な支援を行う。
- （エ）各都道府県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため、「北方領土問題教育者会議全国会議」（２月予定）を開催する。さらに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。
- （オ）県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。
- （カ）北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進を実施し、修学旅行者の増加に結びつけることで、今後の返還運動における後継者の育成推進を図る。
- （キ）北方領土返還要求運動の担い手としての後継者育成の強化のため、青少年向けメディア広報を実施する。

③ 国民一般に対する情報発信

- （ア）広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を図る。イメージキャラクター「エリカちゃん」等を活用したＳＮＳの活用やホームページの充実を引き続き図り発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するとともに、効果的な発信方法を不断に検討する。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。

(イ) (ア) の取組に当たっては、特に若年層を対象に、これまで運動に参加したことのない国民にも接しやすいような啓発の在り方を検討した上で以下の事業を実施する。

- 戦後 80 年節目啓発事業「諦めない集い」(仮称)
- パンフレット等の啓発用資料・資材の作成
- キャッチコピーの募集
- 協会ホームページやSNSを利用した、事業実績等コンテンツの速やかな更新などの情報発信
- 国民一般、とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための地方イベントと連携した事業

(ウ) 北方領土問題に関する関心や理解を広げることを目的に、四島交流事業等使用船舶『えとぴりか』を利活用した一般公開等の事業を実施する。

(エ) 北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。

(オ) (イ) の事業を含め、民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」等とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、新たに民間企業等から協会の取組に対する協力を得られるよう努める。

(カ) 北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については、内閣府による啓発施設の在り方等に関する調査研究に協力するほか、周辺の観光客の動向などの外部環境や来館者アンケートの結果も踏まえ、情報発信の強化や来館者アンケートの見直しなどにより、集客数が前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和 2、3 年度を除いた年度平均の水準を上回るよう努める。

(2) 四島交流事業

- ① 日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等に機動的かつ適切に対応することを前提として、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施する。

また、事業の安全かつ安定的な継続実施のため、四島交流事業等使用船舶『えとぴりか』の利用に係る調査をあわせて行う。

- ② 国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。また、各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から 100 件以上、参加者から 300 件以上行われるよう必要な措置を講ずる。
- ③ 交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を実施する。
- ④ 前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を図る。
- ⑤ 事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策を取りまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。

(3) 調査研究

- ① 北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。その際には、前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。

前中期目標期間に得た評価の多くが、元島民の資料収集事業を評価する意見であった。このような意見及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、今中期目標期間においては、デジタル手法の活用も視野に入れて元島民の体験談の記録・収集等を行う。

令和7年度においては、デジタル・アーカイブ・システムの設計・開発等を行う。

- ② 調査研究結果について、積極的に発信し利活用を推進するとともに調査研究結果の引用・利活用の件数を前年度の水準以上とする。
- ③ 県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ積極的に調査研究結果を周知する。
- ④ 調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせた啓発・教育のためのツールについて、各種事業への活用を推進する。

（４）元島民等の援護

- ① 元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう、助言を含めた支援をきめ細かく行う。
- ② 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため、「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。
- ③ 北方四島へのいわゆる自由訪問への支援等について、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等に機動的かつ適切に対応することを前提として、計画に基づき、各回、適切に実施する。なお、訪問する元島民等に対しては、事前研修を行う。

（５）北方地域旧漁業権者等への融資

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を以下のとおり行う。

また、各種事業の実施に当たっては、根室連絡所に設置のオンライン面談システム等の積極的な活用も図る。

① 相談件数の増加

適切な融資事業の実施のため親身で細やかな相談やサービスを行うこととし、その相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増とする。なお、相談対応については、貸付に係る相談のほか、承継や返済に関する条件変更等に係る相談を含め、融資事業の

目的に沿った親身な説明に努める。

また、相談件数の増加を図るため、以下の施策を実施することとする。

- 融資対象者や承継手続きができる可能性が高い世帯へのダイレクトメールや協会ホームページ等の各種媒体や手段により、融資事業の制度や内容等の周知徹底に努める。
- ダイレクトメール等の発送後、一定の条件に基づき、借入需要が見込まれる者に対し、フォローコールを実施し内容等の理解や制度利用の一層の促進を図る。
- 融資相談会は相談者の利便性を考慮し休日を含めた開催を2回行う。
- 元島民等により構成される（公社）千島歯舞諸島居住者連盟（以下「千島連盟」という。）の支部総会における融資説明会や融資相談会を各支部の意向を踏まえて開催する。

② 関係金融機関との連携強化

融資制度利用の活性化・円滑化を図るため、以下の会議を開催する。

- 関係機関（転貸組合、委託金融機関等）実務担当者会議（4月予定）

また、地域経済の変化、感染症、自然災害等、融資事業への影響が懸念される事態が生じた際には、速やかに関係金融機関へ状況の聞き取りを行う等、更なる連携強化を行う。

③ 利用者ニーズの把握等

①及び②で実施する各種説明会、相談会及び会議並びに関係金融機関への意見聴取を通して利用者ニーズの収集を行い、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、資格者からの要望、公的機関等の統計データ及び社会情勢等を勘案し、融資メニューの必要な見直しの検討を行う。

見直しの結果、メニューの改定を行う際には、関係機関とも協議の上、出来る限り早期に具体的な内容等を決定するように努める。

（ア）千島連盟の道内及び富山県での支部総会への出席並びに千島連盟支部長・啓発推進員北対協融資業務研修会（5月予定）の実施により、参加者からニーズを収

集する。

(イ) 関係機関実務担当者会議における情報交換及び融資事業の制度や内容等の出張説明会により、委託金融機関や転貸組合に寄せられる融資対象者からのニーズを収集する。

(ウ) 社会情勢の把握の一環として、協会融資の金利や貸付条件等の指標及び参考となる貸付制度の改定動向に関する情報収集を定期的に行うとともに、地域経済の変化、感染症、自然災害等、融資事業への影響が懸念される事態が生じた際には、速やかに関連情報の収集を行い、融資メニューの必要な見直しの参考とする。

④ 融資事業の適切な維持・継続

融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財務内容健全性維持のため、債権管理を適切に行い、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の前年度平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。

⑤ 法人資金の停止

引き続き法人資金の貸付を停止する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務の見直し

国民世論の啓発を中心に、本中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性や費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止、新規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に図るとともに、各事業のPDCAサイクルを実効的に機能させるよう努める。

委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実にを行う。

(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当する業務について、中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）の削減を図るため、業務の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。

また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備

船・運航に係る経費を除く。)については、各種支援事業等における節約を引き続き推進し、前年度比1%の経費の効率化を図る。

(3) 給与水準の適正化

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。

(4) 調達合理化等

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。

(5) 財務内容の改善

独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

(6) 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。

業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監

事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しを図る。

(7) デジタル化による業務運営の効率化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙

4. 短期借入金の限度額

【一般業務勘定】

運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。

【貸付業務勘定】

貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

該当なし

6. 重要な財産の処分等に関する計画

低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。

7. 剰余金の使途

剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充てる。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要

性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。

(2) 人事に関する計画

情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成を図る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を図る。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

(4) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備することに努めるとともに、これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善に努める。

(5) 温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガス削減のための取組を実施する。

年 度 計 画 予 算
令和7事業年度

(法人全体)

(単位:百万円)

区 分	金 額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定 (補助金)
		国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業	
収 入								
運営費交付金	1,307	629	243	74	276	84	—	—
貸付事業費補助金	162	—	—	—	—	—	—	162
貸付金利息収入	16	—	—	—	—	—	—	16
受託収入	71	—	—	—	—	—	71	—
参加費収入	1	—	1	—	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—	0
計	1,556	629	244	74	276	84	71	178
支 出								
北方対策事業費	1,080	547	212	65	256	—	—	—
貸付業務関係経費	51	—	—	—	—	—	—	51
一般管理費	49	—	—	—	—	31	—	18
人件費	305	82	31	10	20	54	—	108
受託業務費	71	—	—	—	—	—	71	—
計	1,556	629	244	74	276	84	71	178

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

【人件費の見積もり】

期間中総額 一般業務勘定は169百万円、貸付業務勘定は76百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

年 度 計 画 予 算

令和7事業年度

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業
収 入							
運営費交付金	1,307	629	243	74	276	84	—
受託収入	71	—	—	—	—	—	71
参加費収入	1	—	1	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
計	1,378	629	244	74	276	84	71
支 出							
北方対策事業費	1,080	547	212	65	256	—	—
一般管理費	31	—	—	—	—	31	—
人件費	196	82	31	10	20	54	—
受託業務費	71	—	—	—	—	—	71
計	1,378	629	244	74	276	84	71

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

【人件費の見積もり】

期間中総額 169百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

年 度 計 画 予 算

令和7事業年度

(貸付業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
貸付事業費補助金	162
貸付金利息収入	16
事業外収入	0
計	178
支 出	
貸付業務関係経費	51
一般管理費	18
人件費	108
計	178

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

【人件費の見積もり】

期間中総額 76百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

令和7事業年度

(法人全体)

(単位:百万円)

区 分	金 額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定 (補助金)
		国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業	
費用の部	1,592	660	244	74	276	86	71	182
経常費用	1,592	660	244	74	276	86	71	182
北方対策事業費	1,080	547	212	65	256	—	—	—
貸付業務関係経費	51	—	—	—	—	—	—	51
一般管理費	49	—	—	—	—	31	—	18
人件費	305	82	31	10	20	54	—	108
受託業務費	71	—	—	—	—	—	71	—
減価償却費	36	31	—	0	—	1	—	4
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	1,592	660	244	74	276	86	71	182
運営費交付金収益	1,307	629	243	74	276	84	—	—
貸付事業費補助金収益	162	—	—	—	—	—	—	162
貸付金利息収入	16	—	—	—	—	—	—	16
受託収入	71	—	—	—	—	—	71	—
参加費収入	1	—	1	—	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—	0
資産見返負債戻入	36	31	—	0	—	1	—	4
資産見返運営交付金戻入	32	31	—	0	—	1	—	—
資産見返補助金戻入	4	—	—	—	—	—	—	4
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

収 支 計 画
令和7事業年度

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
費用の部	1,410	660	244	74	276	86	71
経常費用	1,410	660	244	74	276	86	71
北方対策事業費	1,080	547	212	65	256	—	—
一般管理費	31	—	—	—	—	31	—
人件費	196	82	31	10	20	54	—
受託業務費	71	—	—	—	—	—	71
減価償却費	32	31	—	0	—	1	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	1,410	660	244	74	276	86	71
運営費交付金収益	1,307	629	243	74	276	84	—
受託収入	71	—	—	—	—	—	71
参加費収入	1	—	1	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
資産見返負債戻入	32	31	—	0	—	1	—
資産見返運営交付金戻入	32	31	—	0	—	1	—
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

収 支 計 画

令和7事業年度

(貸付業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	182
経常費用	182
貸付業務関係経費	51
一般管理費	18
人件費	108
減価償却費	4
臨時損失	—
収益の部	182
貸付事業費補助金収益	162
貸付金利息収入	16
事業外収入	0
資産見返負債戻入	4
資産見返補助金戻入	4
臨時利益	—
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画

令和7事業年度

(法人全体)

(単位:百万円)

区 分	金 額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定 (補助金)
		国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業	
資金支出	4,298	629	244	74	276	84	71	2,920
業務活動による支出	2,952	629	244	74	276	84	71	1,574
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	1,245	—	—	—	—	—	—	1,245
短期借入金の返済による支出	740	—	—	—	—	—	—	740
長期借入金の返済による支出	505	—	—	—	—	—	—	505
次年度への繰越金	100	—	—	—	—	—	—	100
資金収入	4,298	629	244	74	276	84	71	2,920
業務活動による収入	2,247	629	244	74	276	84	71	870
運営費交付金による収入	1,307	629	243	74	276	84	—	—
貸付事業費補助金による収入	162	—	—	—	—	—	—	162
貸付回収による収入	692	—	—	—	—	—	—	692
貸付金利息収入	16	—	—	—	—	—	—	16
その他の業務収入	72	—	1	—	—	0	71	0
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	1,946	—	—	—	—	—	—	1,946
短期借入れによる収入	740	—	—	—	—	—	—	740
長期借入れによる収入	1,206	—	—	—	—	—	—	1,206
前年度からの繰越金	105	—	—	—	—	—	—	105

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画

令和7事業年度

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
資金支出	1,378	629	244	74	276	84	71
業務活動による支出	1,378	629	244	74	276	84	71
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—
次年度への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	1,378	629	244	74	276	84	71
業務活動による収入	1,378	629	244	74	276	84	71
運営費交付金による収入	1,307	629	243	74	276	84	—
その他の業務収入	71	—	1	—	—	0	71
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
前年度からの繰越金	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画

令和7事業年度

(貸付業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,920
業務活動による支出	1,574
投資活動による支出	—
財務活動による支出	1,245
短期借入金の返済による支出	740
長期借入金の返済による支出	505
次年度への繰越金	100
資金収入	2,920
業務活動による収入	870
貸付事業費補助金による収入	162
貸付回収による収入	692
貸付金利息収入	16
その他の業務収入	0
投資活動による収入	—
財務活動による収入	1,946
短期借入れによる収入	740
長期借入れによる収入	1,206
前年度からの繰越金	105

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。